Smile

最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)(以下「業務改善助成金」という。) は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内最低賃金(事業場内 で最も低い賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資やサービスの利用等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資等にかかった経費の一部を助成します。

労働時間・年次有給休暇や賃金、労働者の安全と健康確保対策については、**労働基準法**や**最低賃金** 法、**労働安全衛生法**で労働条件の最低基準が定められており、これを遵守しなければなりません。 法的責任は事業主が果たす必要がありますが、さらなる労働条件の向上に取り組む企業等に対して、以下のような支援を行っています。

対象事業主

※引上げ額(コース区分)により助成率や助成の上限が異なります。 助成額をご覧ください。

日本国内に事業場を設置している中小企業事業者において、当該事業場における雇入れ後3月を経過した労働者の最も低い時間あたりの賃金額を、下記のコース区分ごとに定める金額以上引上げる事業者が対象となります。

中小企業の範囲については、P17「中小企業の範囲」を参照ください。 なお、業種については、日本標準産業分類(第13回改定(平成26年4月1日施行))に基づきます。

助成額

∼沖縄県の場合∼

コース区分	引上げ額	引上げる 労働者数	助成額 上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30 円 以	1人	30万円		
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
	上	10人以上(※2)	120万円		
45円コース	45 円 以 上	1人	45万円	・以下の2つの要件を 満たす事業場	 【事業場内最低賃金】
		2~3人	70万円		・870円~920円未満 4/5
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円	・事業場内最低賃金 と 地域別最低賃金の 差額が30円以内	
		10人以上(※2)	180万円		生産性要件を満たした 場合は9/10 (※1)
60円コース	60 円 以 上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円	・事業場規模100人 以下	.070円土港 0/10
		7人以上	230万円		・870円未満 9/10
		10人以上(※2)	300万円		
90円コース	90 円 以	1人	90万円	•	
		2~3人	150万円	•	
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
	上上	10人以上(※2)	600万円		

- (※1) 「生産性要件」はP20を参照ください。
- (※2) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象です。
 - ①賃金要件:事業場内最低賃金920円未満の事業場
 - ②生産量要件: 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
 - ③物価高騰等要件:原材料費の高騰などの社会的・経済的環境の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

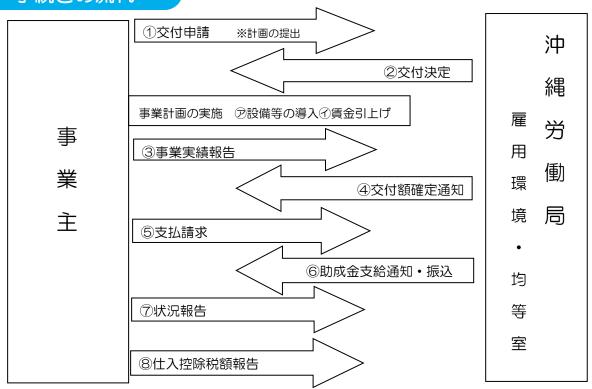
助成対象となる経費

この助成金は、生産性向上・労働能率の増進に資する、設備・機器の導入に加え、教育訓練や経営コンサルティング等のサービスの利用も対象となります。

業務効率化のための新しい生産機械の導入、管理システム開発・導入、受発注機能があるホームページの作成や、顧客回転率の向上ための専門家による業務フロー見直し等が対象であり、詳細は「交付要領(別紙4)(厚生労働省 HP に掲載)を参照ください。

但し、①単なる経費削減のための経費(例:LED電球への交換等)②職場環境を改善するための経費 (例:エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)③通常の事業活動に伴う経費(例:事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等)等は助成対象外です。

手続きの流れ



① の交付申請期限は、<u>令和5年1月31日まで</u>となります。なお、国の予算額に制約されるため、 令和5年1月31日以前に受付を締め切る場合があります。

※助成金を申請する場合は、助成金のルール等を定めた「交付要綱」「交付要領」(厚生労働省HPに 掲載)を確認ください。

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号:0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

检索